

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	清掃事業の財務に関する事務の執行について		
種 類	包括外部監査		
監査実施年度	平成19年度		
提 出 日(最新提出日)	平成27年3月31日		
担 当	環境事業部 環境事業政策課		

指 摘 事 項	措 置 状 況		
Ⅱ．収集・運搬について (1) 平成18年度の環境事業部における契約について (ア) 一般廃棄物収集運搬業務を一者随意契約とすることの妥当性について (監査の結果) 環境事業部における平成18年度の委託契約のうち500万円以上の契約については90%以上の契約金額が随意契約であり、その落札率はほぼ100%であった。また、ごみ収集運搬委託業務の500万円以上の随意契約は全て一者随意契約であった。 随意契約理由書に記載されている「一者随意契約とすることの理由」は妥当とはいえないものも多い。毎年同一業者がほぼ同額で契約している現在のような状況においては、競争原理が働かず、業者は創意工夫を怠り、効率性、サービスの向上等が期待できない等の弊害が生じる可能性がある。今後は少なくとも数年に1回は競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。 また、「合特法」に基づく契約については、「合理化に関する基本協定・グラドルール」において、代替業務の適正化について10年ごとに見直しを行うとされている。現在は協定締結から10年以上が経過しているため、早期に補償についての検証を行い、契約の継続の可否及び契約量について検討する必要がある。	一般廃棄物の収集業務は廃掃法に基づき、市町村に課せられた業務である。 一者随意契約としているごみ収集業務については、 ①市町村は廃掃法施行令第3号に規定する基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならない極めて重い責任を有しており、市が他者に委託して処理を行わせる場合でも同様の責任を負うこと ②廃掃法により、市の固有事務である一般廃棄物の収集運搬を市以外の者に委託する契約は公法上の契約であり、地方自治法第234条は適用されないと考えられること ③平成20年6月19日付環境省通知(環廃対発第080619001号)によると、一般廃棄物の処理を委託する場合、「環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも、業務の着実な履行を重視している。」としていること ④平成26年1月28日付の最高裁判決において、「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としていること ⑤平成26年10月8日付環境省通知(環廃対発第1410081号)において、「一般廃棄物処理業の許可にあたっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、廃掃法の目的、趣旨に沿って一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用を図ること」とされていること 以上のことから、現時点においては、岐阜市の一般廃棄物処理計画の達成にあたり、一般廃棄物の処理が適正かつ継続して安定的に確保されていることから、その間においては、現在の一者随意契約を継続することは妥当である。 (平成27年4月13日)		
	経費節減効果		
(イ) 設計金額の積算について (監査の結果) 平成18年度一般廃棄物収集運搬業務の合計落札率は、98%と極めて高い落札率となっている。また、各契約ごとの落札率は94%から100%と極めて高い。随意契約においては、一般競争入札とは異なり、設計金額の妥当性が強く求められる。しかし、主要な経費である人件費については、行政職棒給表(二)に基づいて計算されているが、委託先の業者は民間企業であるので岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。また諸経費料率が帳尻あわせのように設定されているが、このような形式的積算は早急にやめるべきであり、必要な経費であれば、積算方式で適切な計算を実施すべきである。	市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」との規定があるため、積算根拠として直営の実務者の平均を捉え算定している。 また、経費の積算にあたっては、人件費(給与費、社会保険料、労働保険料、福利厚生費)、車両関係費(減価償却費、租税公課費、車両整備費、燃料油脂費、消耗品費)予備費など各項目について適正な費用を計上し、積算している。 (平成27年4月13日)		
	経費節減効果		
(オ) 見積書の内容について (監査の結果) 現在、岐阜市では契約の締結に際して委託業務の見積金額の提出を義務付けているが、当該金額の内訳を示した積算内訳書は任意提出となっている。また、会社が任意に積算内訳書を提出する場合、積算内訳書の記載様式は詳細には決められておらず、会社によって異なっている。今後、一定金額以上の契約締結の際には見積書の提出を義務付け、また、記載様式も詳細に決めることが望まれる。	記載様式の統一化については、各社それぞれの算出方法による様式があり詳細に決めることは難しい。 また、岐阜市契約規則には、委託業務に関して、内訳明細書の提出を義務付ける規定はないため、統一した様式の内訳書を求めているが全庁的な動向に合わせて対応します。 (平成27年4月13日)		
	経費節減効果		
(4) 事業系一般廃棄物の収集・運搬について (ウ) 許可業者の選定について (意見) 事業系一般廃棄物処理許可業者は、地域で一社或いは品目限定で総計9業者に許可が出されている。許可業者は、平成10年度に一社増えた(排出者限定)のみであり、一般ごみ収集業者は、昭和47年度から変わっていない。 本来、事業系廃棄物については自らの責任で適正に処理しなければならないが、その趣旨によれば自ら業者を選んで、自らの責任で費用負担することが原則である。従って、基準を満たした適正な業者であれば自由に業者を選定できるようにすることが原則であると思われる。また、現在の状況では、最初に許可を受けた業者が、既得権益として独占的に業務を実施することができるとため妥当ではないと思われる。さらに、料金が一律であるといってもサービスは均一ではなし、より有効な収集ノウハウを持った業者の参入を妨げており、参入障壁を取り払うことを検討すべきである。	事業系一般廃棄物処理の許可基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に規定する「許可する場合の基準」により、「市町村による一般廃棄物の収集運搬に困難等がないと、許可してはならない。」と定められている。本市でも、事業所から排出される一定以上の量を直営で収集することは不可能な現状を踏まえ、許可業者を設けている。しかし、市に統括的な処理責任が課せられていることから、業務の確実な遂行を重視し、廃掃法施行規則第2条の2の基準を満たした事業者限定している。 また、平成26年1月28日付の最高裁判決において、「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理業の許可にあたっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」としている。 以上のことから、現時点においては、岐阜市の一般廃棄物処理計画の達成にあたり、事業系一般廃棄物の処理が適正かつ継続して安定的に確保されていることから、その間においては、新規に許可処分を行うことは妥当ではない。 (平成27年4月13日)		
	経費節減効果		

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成27年3月31日
担 当	環境事業部 環境事業政策課

指 摘 事 項	措 置 状 況	
Ⅲ．中間処理施設について A．岐阜市リサイクルセンター (1) 岐阜再生資源事業協同組合に対する随意契約の妥当性について (監査の結果) 施設オープン翌年の平成10年に改定されて以降、現在に至るまで委託料(22人体制)は約73百万円でほとんど同じである。委託料の設計金額の内訳の主なものは、人件費であるが、委託先の業者は民間企業であり、岐阜市の職員ではないため、岐阜市の行政職棒給表(二)に基づいて計算することは妥当ではなく、岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。また、同一業者によって毎年ほぼ同一金額で契約することにより、競争原理が働かず弊害が生じる可能性がある。今後は、少なくとも数年に1回は、競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。	市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」との規定があるため、積算根拠として直営の実務者の平均を捉え算定している。 なお、過去の導入経過においては行政回収を実施することで廃品回収業者の業務を圧迫し失業させる等の問題もあったことを勘案して当面は現状維持とし、今後は慎重に検討を続けていく。	
	経費節減効果	(平成27年4月13日)
Ⅳ．最終処理について (1) 最終処分場跡地について (ア) 最終処分場跡地の利用方法について (監査の結果) 岐阜市が直接管理運営している施設は岐阜市民が平等に利用できるが、地元自治会が管理運営している施設はその管理運営委員会が承認しない限り他の地区の住民は利用できない。しかし、最終処分場の跡地施設は岐阜市の財産であるため、一部の市民のみが利用できる状態は公平性に欠けるといえる。最終処分場の建設時には、地元住民の理解は不可欠ではあるが、地元のみが永久的に利用できる施設を建設することは好ましくない。従って、これらの施設は地元を優先することはあっても、永久的ではなく期限を区切る(例えば10年)べきであり、しかも、運営管理は岐阜市が行うべきである。	最終処分場の跡地として、地元自治会が運営管理しているフィールド西山については、現在、最終処分場跡地の一部のみ整備された場所を利用している。 指摘のように運営管理を岐阜市が行い、市民が利用できるよう整備するためには、残る未整備部分の整備工事費のほか、新たに維持管理のための経費が必要になる。 しかし、フィールド西山の近傍にはファミリーパークが整備されていることもあり、施設を利用したいという他地区の住民からの要望は少ない。 以上の検討の結果、費用をかけても利用者は多くを見込めないため、整備は行わない方針とし、岐阜市による運営管理は行わず、現状の地元自治会による運営管理を継続していくものとする。	
	経費節減効果	(平成27年4月13日)
(イ) 最終処分場跡地の浸出水処理施設について (監査の結果) 国(環境省)では一般廃棄物の最終処分場の廃止に関する規定があり、この基準を満たせば処分場の廃止は可能である。しかし、岐阜市はこの基準項目の詳細な検査は行っていない。 埋立期間終了後20年以上も経過している跡地もあり、水質の現状と将来の予測を地域住民に説明し、地域住民に安心感を与えることは今後の清掃事業にとって重要である。従って、通常の水質検査のみならず、国の処分場廃止基準による検査も年に1回程度は行い、その状況を市民に報告する必要がある。また、廃止できれば各施設の維持費(数百万円～1千万円程度)は不要となる。	一般廃棄物最終処分場の原水(埋立地にしみこんだ水で処理する前の水)の水質が、国の処分場廃止基準に一部達している最終処分場については、廃止基準項目の詳細な検査を実施している。基準項目の詳細な検査の結果、基準を満たした最終処分場については、水質の現状を地域住民に説明し、最終処分場跡地の浸出水の処理の簡略化を実施している。 基準を満たした北野阿原・阿原沖最終処分場の浸出水処理工程の見直し、年間の薬剤使用量を減らすことで、平成26年度は、維持管理経費を4,049千円(予算ベース)削減した。	
	経費節減効果	4,049千円／年 (平成27年4月13日)